

**各種有功記章の着用機会**

9-9-12

本連盟が交付した感謝章・有功章等（以後、有功記章という）は、時宜に応じて正装または礼装に着用する。

- ② 正装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章または略章を着用する。
- ③ 礼装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章を着用する。
- ④ 有功章正章を着用する場合、日本連盟功労章、都道府県連盟功労章については区分ごとの上位のものを着用する。

**各種有功記章略章の着用位置**

9-9-13

複数の有功記章略章を同時に着用する場合には、以下の着用順序により受章したものをつめて着用する。

きじ章、たか章、かっこう章、日連特別感謝章、日連感謝章、県連特別有功章、県連有功章、県連感謝章、特別年功章（上位のものを1個）、維持会員年功章（上位のものを1個）

- ② 複数の略章を同時に着用する場合は1列3個までとし、3個を超える場合は上段を上位として列を加えて着用する。
- ③ 善行表彰（人命救助章・公共奉仕章・善行章）および功績章（スカウティング褒章）略章は、上記有功記章略章の上部に着用する。

善行表彰(人命救助章・公共奉仕章・善行章)略章 功績章(スカウティング褒章)略章 23WSJ奉仕章 23WSJ協賛章 特別記章類(世界機構表彰、外国連盟表彰)	A	B	C
日本連盟有功記章類(以下の記章の内、6個まで) きじ章・たか章・かっこう章 日連特別感謝章・日連感謝章 県連特別有功章・県連有功章 県連感謝章・特別年功章(上位のもの一つ) 維持会員年功章(上位のもの一つを同列下位に着用する)	4    1	5    2	6    3
訓練修了章・特別維持会員章・維持会員章 ア：現在奉仕している部門(または役務) イ：他課程の隊指導者訓練を修了した順、または他区分の記章(上級訓練修了者は上位の記章) ウ：特別維持会員章または維持会員章	ア	イ	ウ

